

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	操船者死亡
発生日時	平成22年8月21日（土） 13時35分ごろ
発生場所	北海道上川町層雲峡の石狩川に架かる神仙橋から約200m下流 （概位 北緯43°43.7′ 東経142°56.7′）
事故調査の経過	平成22年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操船者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	カヌー（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 3.50m×0.58m×0.29m、FRP 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	操船者 男性 63歳
死傷者等	死亡 1人（操船者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、操船者が1人で乗り、5人のグループ（以下「本件川下りグループ」という。）のカヌー5隻と共に、石狩川の北海道上川町層雲峡温泉街付近から川下りを行うこととし、6隻のうち3番目に出発したところ、平成22年8月21日13時35分ごろ急流に巻き込まれて転覆した。 本事故発生場所付近で本件川下りグループの4隻が転覆し、他の操船者の2人は、カヌーから脱出して付近で待機していた救助要員が投げた救助ロープにより救助されたが、操船者は、救助要員が他の操船者を救助している間に、下流に流された。 転覆を目撃した見学者が、警察署に通報した。 操船者は、転覆場所の下流の取水堰で発見されて揚収されたが、現場で死亡が確認され、溺水と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、水温 約15℃、視界 良好
その他の事項	本件川下りグループと救助要員1人は、事故当日、川下りするコースを事前に陸上から下見し、前船との間隔が約150mになるように順次出発することとしていたが、2番手から5番手の船は、この間隔をとっていなかった。 操船者は、救助要員の付近を通過したとき、自力でカヌーを立て直そうとしていた。 本船は、定員は1人で、スラローム競技船であった。

	<p>操船者は、パドリングジャケット、パドリングパンツ、ドライスーツ、ライフジャケット及びスラローム競技用ヘルメットを着用していた。</p> <p>操船者は、転覆後、本船から離れてうつ伏せの姿勢で流されていくのを他の操船者によって目撃された。</p> <p>操船者は、右前頭部と顔面に負傷痕があり、ヘルメットが割損していた。</p> <p>操船者は、30年以上のカヌー歴が有り、本事故発生場所を下った経験があった。</p> <p>カヌーによる川下り中の転覆は、一般的によくあることであった。</p> <p>本件川下りグループの一部の者が所属するカヌークラブの会員によれば、本事故当時の石狩川の状況（流量・流勢）は異常なものではなく、カヌーによる川下りに問題があるような状況ではなかったが、本事故発生場所付近は、岩などの状況から相当な技量が要求される場所であった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 操船者の死因は、溺水であった。 本船は、層雲峡付近の石狩川において川下り中に転覆した際、操船者が本船から離れて流されたものと考えられるが、操船者が死亡に至った状況、ヘルメットが損傷した状況及び操船者が頭部を負傷した状況を明らかにすることはできなかった。 本件川下りグループが、救助要員を複数人配置するか、又は各船が前船との間隔を適切にとっていれば、救助要員が転覆して流された各船の操船者を順次救助することができた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、層雲峡付近の石狩川において、川下り中に転覆した際、操船者が本船から離れて流されたことにより発生したものと考えられる。	
参考	<p>本事故の再発防止策として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助体制の充実 ・ 前船との間隔の確保 	

※ 「参考」は、今後の同種船舶事故等の再発防止のために役立つと考えられる事項を列挙したものである。